

「令和2年度山梨県介護支援専門員専門研修課程・更新研修Ⅰ」の中止に伴う 介護支援専門員証の有効期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置として、「令和2年度山梨県介護支援専門員専門研修課程・専門更新研修Ⅰ」(以下「更新研修Ⅰ」という。)は中止することといたしました。

これにより、**更新研修Ⅰ**を修了できないまま介護支援専門員証の有効期限満了日を迎えてしまう方について、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取り扱いについて」並びに、同年3月18日付け事務連絡(2月25日付け事務連絡の第2報)に基づき、特例として、**有効期限満了日の翌年度末まで、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱い**といたします。

つきましては、今年度更新研修Ⅰの受講を予定していた方のうち、次の該当者は以下のとおり介護支援専門員証の有効期間延長の申請をしてください。

県が申請を受理した後、有効期限満了の翌年度末まで証の有効期間を延長したことを証明する「臨時的な取扱い証明書」を発行し、申請者あてに順次発送いたします。

なお、臨時的に延長された証の有効期限内に、必ず更新に必要な研修を受講し、修了証が交付された後、所定の更新申請手続きをとってください。

対 象 者： 今年度更新研修Ⅰの受講を予定していた方のうち、

＊令和3年3月31日までに介護支援専門員証の有効期限満了を迎える方

＊令和4年3月31日に有効期限満了を迎える方で、令和3年度中に更新研修Ⅰと更新研修Ⅱを続けて受講できない方(臨時的に有効期限を延長した後、令和3年度に更新研修Ⅰを受講し、令和4年度に更新研修Ⅱを受講したい方)

必要書類： ①介護支援専門員証有効期間延長申請書 (別紙様式)

※山梨県健康長寿推進課のホームページからもダウンロード可

②現在交付されている介護支援専門員証の写し(コピー)

③返信用封筒(宛先、氏名を記入したもの) ※切手は不要

提出期日： 令和2年8月31日(月)

送 付 先： 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県福祉保健部健康長寿推進課介護サービス振興担当 宛

また、今後の介護支援専門員法定研修については、感染症の状況をみながら随時開催について判断していく予定です。受講者の皆様には、御不便をおかけしておりますが、今後急な変更等が生じる可能性もありますので、山梨県社会福祉協議会のホームページを随時御確認くださいようお願いいたします。

なお、お問い合わせについては次のとおりです。

◆研修に関すること ……………山梨県社会福祉協議会福祉人材研修課
(TEL:055-254-9955)

◆証の登録・有効期限に関すること…山梨県健康長寿推進課介護サービス振興担当
(TEL:055-223-1455)